

# あなたの測量成果、 将来にもっと役立てて みませんか？



## 国土調査法 19条5項 指定制度

- 国土調査法19条5項指定制度とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地方公共団体の実施する地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同様の取扱いとなる制度です。
- この制度は、誰が実施した測量の成果であっても、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。
- 指定を受けた地図は、国土交通大臣等から登記所に送付され、不動産登記法第14条第1項の地図（土地の正確な位置、形状を表した地図）として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果のばらつきがなくなります。

土地の正確な情報を共有することで、土地に関わる様々なトラブルを未然に防ぎ、まちづくりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認に要する時間やコストを抑えることができます。

★19条5項指定を受けようとする測量については、  
国の補助金による支援を受けることができます。

詳しくは裏面を  
ご覧ください。

# 国からの補助金制度があります！

国土交通省では、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、調査・測量に要する経費について支援しています（地籍整備推進調査費補助金）。

**Q 誰でも申込みできるの？**

**A** 地籍調査以外の調査・測量を行う民間事業者等であれば、申し込むことができます。

**Q どこで行う測量でもかまわないの？**

**A** 「人口集中地区」又は「都市計画区域」で行う調査・測量が対象となります。  
ただし、地籍調査等により既に不動産登記法14条1項地図が備え付けられている地域を除きます。

**Q 大きさは関係あるの？**

**A** 一地区当たり500m<sup>2</sup>以上であることが必要です。

**Q 国の補助率はどのくらい？**

**A** 民間事業者等の場合は、対象経費の1/3以内です。  
※間接補助の場合は、地方公共団体の補助する額の1/2が限度です（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。）。

**Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？**

**A** 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、  
その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限ります。



専門家による検討に  
要する費用等



既存資料等収集・整理  
境界査定図等の既存  
境界資料の収集に要  
する費用等



現況調査  
現況地物の測量に必  
要な基準点の設置に  
要する費用等



境界確認  
現地調査や現地立会  
に要する費用等



予備調査  
作成した成果図等の  
精度検証に要する費  
用等



成果作成  
測量成果のとりまとめ、  
19条5項指定申請資料  
作成に要する費用等

（限度額）  
地区当たり20万円

（限度額）  
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

（限度額）  
地区当たり30万円

民間事業者の  
直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は  
500万円+100万円×1ha=600万円となります。  
国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の上限となります。

指定の事例



面積  
約3.6ha



（国土地理院地図を加工して作成）

民間開発事業の測量成果が  
19条5項指定に結びついた事例

施行者：  
北品川五丁目第1地区市街地再開発組合

建築工事着工	平成24年4月
建築工事完了	平成27年9月
19条5項指定申請	平成28年2月
19条5項指定	平成28年4月

登記所に送付され地図として備え付け

～制度の詳細などのお問合せ先～



不動産・建設経済局 地籍整備課  
TEL 03-5253-8111 (代表)

19条5項指定

検索

地籍整備 補助金

検索

